

## 職員自死事案の和解と損害賠償について (町民の皆様へのご報告)

8月22日に行われた令和5年第5回清里町議会臨時会において、令和3年2月26日に発生した職員自死事案にかかる「和解及び損害賠償の額を定めることについて」を議案提出し、審議の結果、賛成全員で議決いただきました。

和解と賠償の内容につきましては、職員間のパワーハラスメントに起因し自死された事案に対し、町として安全配慮義務違反に基づく国家賠償法の賠償金の支払い義務があることを認め、賠償金として8千50万9千454円を支払うこととするものです。

本件につきましては、職員の役場庁舎内での自死という、極めて悲しく痛ましい事案が発生し、2年6か月が経過したところですが、町とご遺族の間において、双方の代理人である弁護士事務所を通じ、和解と国家賠償法に基づく賠償金について話し合いを行ってまいりました。

このたび、ご遺族のご理解をいただくなか係争にはよらず和解で合意に達したもので、ここに町民の皆様にご報告申し上げます。

本事案発生後、町においては弁護士事務所へ委任し、事案発生の原因等の調査を行うとともに、議会においても独自に特別委員会を設置され、事案の調査及び町委任弁護士事務所による報告書の検証をおこなったなか、加えて今後の町の取り組みや人事管理の在り方について提言をいただいていたところです。

また、本件については令和4年10月25日付で、公務災害の認定が行われており、一連のパワーハラスメント、非違行為に関する町の対応については、厳しく責任を問われるものであり、あらためて故人のご冥福をお祈りするとともに、故人並びにご遺族に深くお詫びを申し上げます。

また、町民の皆様にも町政の信頼を大きく揺るがし、ご心配をおかけしましたことを、重ねてお詫び申し上げます。

今回の和解と賠償にあたり、多大な行政経費の負担が生じることに對し、組織責任を明らかにするうえで、私並びに副町長の給与減額に係る条例改正についても本臨時会に提案し議決いただいております。

なお、今回の和解と賠償をもって全てを償（つぐな）うことができるものではなく、ご遺族が今後も生涯を通じて持ち続ける悲しみや苦しみを思うとき、私共町理事者並びに職員は、二度と同様な事案が生じることのないよう、不断の取り組みを職員全体で進め、町民の皆様からの信頼を回復すべく努めることをここにお誓い申し上げます。

令和5年8月23日

清里町長

吉谷 一夫